

# 所得稅 抜本改革を議論

## 課税対象 個人から世帯へ

# 子多いと負担減

政府・与党

所得課税を抜本的に見直す構想が政府・与党内に浮上してきた。少子化対策として子どもが多いほど所得税が少なくなるよう課税対象を今の個人単位から世帯全体にする案を検討。一方、女性を支援するため、働く意欲をそぐとされる配偶者控除の廃止・縮小も目指す。消費増税、法人実効税率の引き下げに続き、今年は税制の大きな改革を巡る議論が活発になりそうだ。

## 配偶者控除は廃止・縮小

安倍政権は成長戦略の一環として、子育て世代への支援や女性の活躍の場を広げる政策を重視している。政府・与党は近く政府の産業競争力会議(議長・安倍晋三首相)や自民党の政務調査会など、配偶者控除の見直しの議論に着手。6月にまとめる新しい成長戦略に具体

### 現行税制(個人課税)と世帯課税の違い

夫の年収 700万円		妻の年収 400万円		夫婦2人の場合	
<b>現行制度</b> 夫、妻それぞれに課税					
課税所得	適用税率の上限	所得税額			
<b>夫</b> 300万円	10%	20万円			
<b>妻</b> 188万円	5%	9万円			
合計		29万円			
<b>世帯課税</b> 世帯に課税					
税務上の世帯人数	大人を1、子どもを2人目まで0.5とする 夫(1)+妻(1)+子2人(0.5×2)=3				
世帯の課税所得	単純合計は <b>488万円</b> (通常の適用税率の上限は <b>20%</b> ) ↓ 世帯人数で割る ↓ <b>163万円</b> を採用(適用税率の上限は5%)				
世帯あたりの税額	1人当たり8万円×3= <b>24万円</b>				

策を盛り込むことをめざす。少子化対策として取り組む世帯課税は、夫や妻、子どもら家族全員の所得の合計から世帯の課税額を計算する方式を検討する。所得の総額を家族の人数で割って1人当たりの所得をはじき出し、この額の税率を適用して家族全員分の税額を出すやり方だ。

すでに導入しているフランスでは、大人を1、子どもは0.5(第3子以降は1)として世帯の人数を計算する。夫婦と子ども2人の4人家族なら3で所得総額を割った額が課税対象になり、個人の所得に課税する場合より低い税率が適用される。例えば夫がサラリーマン、専業主婦、所得のない子ども2人の世帯をみると、今は所得控除を考へなければ、夫の課税所得が1000万円なら上限税率が33%で、税額は約180万円。フランス方式の世帯課税にすると、所得総額を3で割った課税対象になる1人当たりの所得は333万円に下がる。かかる税率の上限は20%で、世帯の税額は72万円に抑えられる。

さらに子どもが3人なら、4で割るため、1人当たりの課税対象所得は250万円まで下がる。税率は10%が適用され、世帯の税額は約60万円になる。子どもが多いほど所得税が軽くなる仕組みで、子育て世帯の税負担が減り少子化対策に役立つとされる。

一方、女性の働く意欲を高める対策として検討するのが配偶者控除の見直しだ。専業主婦はパートなどの年間収入が103万円以下なら配偶者控除を受けられ、夫の所得が年38万円控除されて納税額が減る。このため年収が103万円を超えないよう働く時間を調整する女性は多い。これを廃止・縮小することで女性が「103万円の壁」を意識せずに働けるようになる狙いがある。